

第9期

# 行方市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

～ 元気・安心・行方 ～

概要版



令和6年3月  
行方市

# 1 計画策定の目的

平成12年(2000年)に、介護を社会全体で支えることを目的に創設された介護保険制度も23年が経過しました。この間、介護保険法の改正が重ねられ、それに伴い3年ごとに見直しとなる介護保険事業計画も今回で第9期を迎えます。

このたび、計画の3年ごとの改定時期を迎え、前述の国の法改正などを踏まえつつ、本市は、高齢者福祉施策全般の推進と介護保険事業の円滑な実施を図ることを趣旨として、「第9期行方市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(令和6～8年度)」を策定しました。

「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年を見据え、地域共生社会の実現を念頭に地域包括ケアシステムの深化・推進を目指した施策を展開してまいります。

# 2 計画の位置づけ

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく計画であり、基本的な政策目標を設定するとともに、その実現のために取り組むべき施策全般を盛り込むものです。

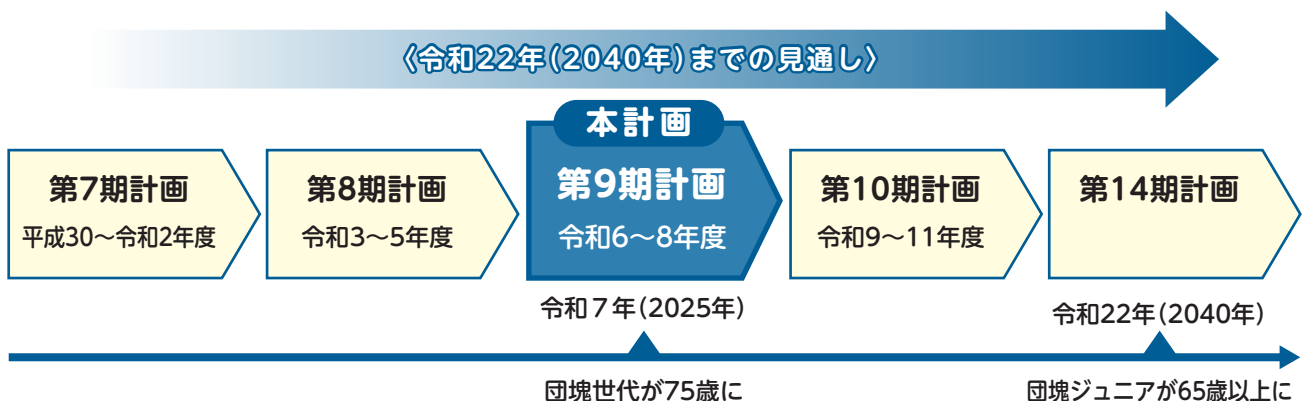
介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく計画であり、要支援・要介護者の人数、介護保険の給付対象となるサービスの利用意向等を勘案し、介護保険の給付対象となるサービスの種類ごとの量の見込み等を定める等、介護保険事業運営の基礎となる事業計画であり、国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以降「国の基本指針」)に基づき策定するものです。

本計画は、これら2計画を一体的に策定したものであり、介護保険法の一部改正に基づき、介護保険事業計画には介護給付等に要する費用の適正化に関し、取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めた「市町村介護給付適正化計画」を内包します。

# 3 計画期間

介護保険事業計画は、介護保険法に基づき3年を1期として計画策定が義務づけられており、第9期の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

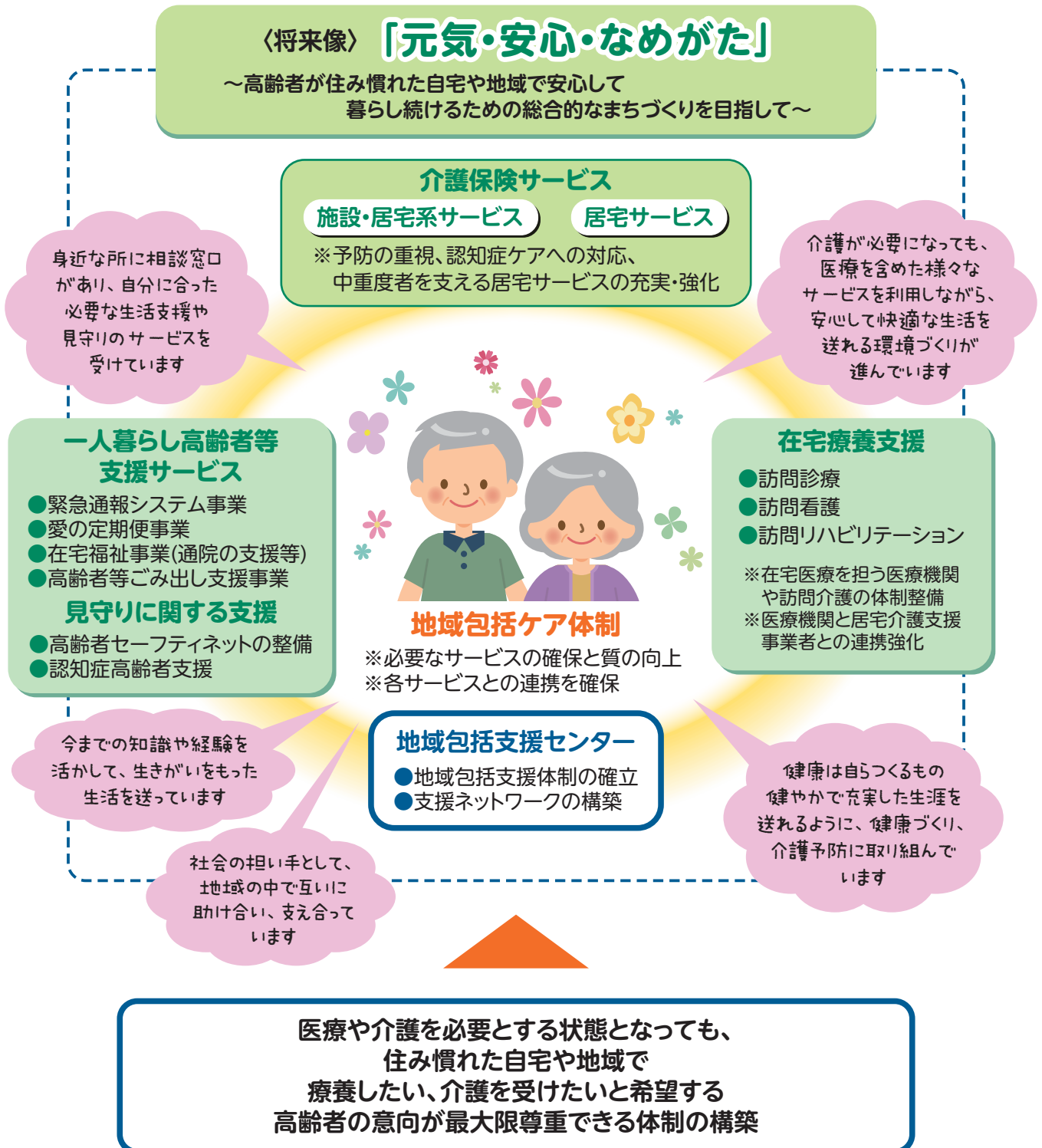
## ■令和22年を見据えた第9期計画の位置づけ



## 4 高齢社会の将来像

本計画の目指す高齢社会の将来像については、第8期計画を踏襲し、高齢者ができる限り住み慣れた自宅や地域で、人生の最期まで尊厳をもって、安心して暮らし続けるための総合的なまちづくりを目指す『元気・安心・なめがた』とし、本計画に基づき、地域共生社会の実現に向け、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

### ■本市の目指す高齢社会の将来像



## 5 施策の体系

「元気・安心・なめがた」の実現に向けて、次の体系に沿って高齢者福祉施策や介護保険事業を推進します。

将来像

基本目標

基本施策

元気・安心・なめがた

### I 元気でいきいきと暮らせる地域社会を目指して

- 1 総合的な介護予防等の推進
  - (1) 高齢者の健康づくりへの取組
  - (2) 一般介護予防事業の推進
  - (3) 介護予防・生活支援サービス事業の推進
- 2 「元気」高齢者が活躍するまちづくり
  - (1) 安心な生活への支援
  - (2) 積極的な社会参加の促進

### II 安心して暮らし続けられる地域包括ケアシステムの深化・推進を目指して

- 3 「安心」を育てる地域包括ケアシステムづくり
  - (1) 地域包括ケア体制の推進
  - (2) 生活支援等サービスの充実
  - (3) 高齢者セーフティネットの整備
  - (4) 総合的な認知症施策の充実
  - (5) 高齢者の虐待防止等、権利擁護の推進
  - (6) 切れ目のない医療と介護の連携
  - (7) 高齢者に配慮した住まいと生活の一体的支援

### III 安心して利用できる介護サービスの基盤整備を目指して

- 4 安心して利用できる介護サービスの提供
  - (1) 介護保険サービスの充実
  - (2) 介護保険サービスの質の向上
  - (3) 特別給付の実施
  - (4) 低所得の利用者負担の軽減

基本目標

I

元気でいきいきと暮らせる地域社会を目指して

基本施策	個別施策	事業・サービス
1 総合的な介護予防等の推進	1 高齢者の健康づくりへの取組	①健康診査・相談の推進 ②健康づくりの推進
	2 一般介護予防事業の推進	①介護予防把握事業 ②介護予防普及啓発事業 ③地域介護予防活動支援事業 ④一般介護予防事業評価事業 ⑤地域リハビリテーション活動支援事業
	3 介護予防・生活支援サービス事業の推進	①介護予防ケアマネジメント ②訪問型サービス ③通所型サービス ④生活支援サービス ⑤介護予防・健康づくりの一体的な推進
2 「元気」高齢者が活躍するまちづくり	1 安心な生活への支援	①公共交通システムによる高齢者の交通支援の推進
	2 積極的な社会参加の促進	①生活支援ボランティア等の養成 ②老人クラブ活動の推進 ③シルバー人材センターの支援 ④高齢者の地域活動への支援 ⑤学習機会の提供 ⑥趣味の活動の場の提供

基本目標

II

安心して暮らし続けられる地域包括ケアシステムの深化・推進を目指して

基本施策	個別施策	事業・サービス
3 「安心」を育てる地域包括ケアシステムづくり	1 地域包括ケア体制の推進	①地域包括支援センターの機能の充実 ②地域ケア会議の充実
	2 生活支援等サービスの充実	①生活管理指導短期宿泊事業 ②愛の定期便事業 ③日常生活用具給付等事業 ④高齢者買物支援事業 ⑤高齢者等ごみ出し支援事業 ⑥在宅福祉サービス事業 ⑦住宅改修支援事業 ⑧長寿祝金支給事業 ⑨徘徊高齢者家族支援サービス事業 ⑩在宅介護慰労金支給事業



基本施策	個別施策	事業・サービス
	<b>3 高齢者セーフティネットの整備</b>	①地域で高齢者の見守りを行う体制整備 ②見守り協定 ③緊急通報システム事業 ④緊急医療情報キットの配布事業 ⑤防災知識の普及及び情報提供 ⑥災害対策支援 ⑦消費者被害の予防 ⑧感染症に対する備え
	<b>4 総合的な認知症施策の充実</b>	①認知症への理解を深めるための普及啓発・本人発信支援 ②認知症予防の取組 ③認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供 ④家族介護者への支援 ⑤認知症バリアフリー・若年性認知症の人への支援
	<b>5 高齢者の虐待防止等、権利擁護の推進</b>	①日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知 ②成年後見制度利用支援事業 ③高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の充実 ④高齢者虐待防止に関する意識啓発 ⑤高齢者虐待対応体制の充実、介護者への支援
	<b>6 切れ目のない医療と介護の連携</b>	①地域の医療・介護資源の把握 ②在宅医療・介護連携の課題の抽出 ③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 ④在宅医療・介護連携に関する相談支援 ⑤地域住民への普及啓発 ⑥医療・介護関係者の情報共有の支援 ⑦医療・介護関係者の研修
	<b>7 高齢者に配慮した住まいと生活の一体的支援</b>	①施設福祉サービスの充実 ②住まいの確保 ③高齢者の居住安定に係る施策との連携 ④有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の把握



基本施策	個別施策	事業・サービス
4 安心して利用できる介護サービスの提供	1 介護保険サービスの充実	①居宅サービス ②地域密着型サービス ③施設サービス
	2 介護保険サービスの質の向上	①制度等の周知 ②相談・苦情対応の強化 ③サービス評価システムの構築 ④介護給付等費用適正化事業 ⑤介護サービス事業者への指導・助言及び支援 ⑥ケアマネジャーへの指導及び支援 ⑦介護人材の確保・定着に向けた取組 ⑧保険者機能強化推進交付金・介護保険者努力支援交付金の活用
	3 特別給付の実施	①紙おむつ等支給サービスの実施
	4 低所得の利用者負担の軽減	①特定入所者介護(予防)サービス費給付 ②高額介護(予防)サービス費給付 ③高額医療合算介護サービス費給付 ④社会福祉法人等による利用者負担軽減に対する助成

## 6 標準給付費等

本計画期間の標準給付費(総給付費に特定入所者介護サービス費等給付費、高額介護サービス費等給付費等を加えた費用)、地域支援事業費、市町村特別給付費は、次のとおり見込みます。

単位:千円

	R 6年度	R 7年度	R 8年度
標準給付費	3,724,545	3,708,637	3,712,180
地域支援事業費	132,042	137,276	142,496
介護予防・日常生活支援総合事業費	66,235	70,663	75,079
包括的支援事業・任意事業費	60,153	60,953	61,752
包括的支援事業(社会保障充実分)	5,654	5,660	5,665
市町村特別給付費	23,871	23,600	23,305
合 計	3,880,458	3,869,513	3,877,981

## 7 介護保険料

保険料の上昇を抑制するために、介護給付費支払準備基金を活用します。

また、低所得者層の負担軽減のため、国の標準所得段階区分の見直しにあわせて、第8期の9段階から第9期は13段階に細分化するとともに、市民税非課税世帯である被保険者(所得段階区分の第1段階から第3段階まで)を対象に、公費投入による保険料基準額に対する負担割合の引き下げが行われます。

### ■所得段階区分別の保険料設定

所得段階区分	対象となる方		保険料率
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者</li> <li>・生活保護法の被保護者</li> <li>・市民税非課税世帯に属し、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方</li> </ul>		基準額×0.285(0.455)
第2段階	市民税非課税世帯	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.485(0.685)
第3段階		前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える方	基準額×0.685(0.69)
第4段階	市民税課税世帯で本人が市民税非課税	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額×0.95
第5段階		前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える方	<b>基準額</b>
第6段階	本人が市民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.25
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.35
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.70
第10段階		前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.90
第11段階		前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.10
第12段階		前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.30
第13段階		前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.40

※合計所得金額については、土地等を譲渡したことにより、租税特別措置法に規定されている長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除が適用される場合は、合計所得金額から特別控除額を控除した額。

また、第1段階から第5段階は、合計所得金額または、公的年金等収入金額及びその他の合計所得金額に給与所得等が含まれている場合には、10万円を控除した額。

※第1～3段階は負担を抑えるために公費が投入され保険料が軽減されています(保険料率・年額・月額の内括弧内は公費投入前)。

### ■第9期介護保険料基準額

第9期介護保険料基準額(月額) **5,600円**

### 第9期行方市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

【令和6～8年度】 概要版

〈発行年月〉 令和6年3月

〈編集・発行〉 行方市介護福祉課

〒311-3512 茨城県行方市玉造甲404 電話0299-55-0111(代表) Email:name-kaifuku@city.namegata.lg.jp

